

群馬県における浮島式・興津式土器の研究（前）

谷 藤 保 彦・関 根 慎 二

I は じ め に

群馬県内の縄文時代前期の研究は、あまり進んでいなかったが、近年の発掘調査の増加に伴い、報告書等の増加の傾向がみられるものの、その数は未だ少ない。このような状況の中で少しでも資料を呈示し、前期の土器研究が進めばと考え、先に『群馬県における縄文時代前期の土器研究(1)』（谷藤、関根、新井、1984）を発表した。この中で、沼田市立薄根中学校々庭から出土した土器を紹介したが、資料の中に諸磯式土器とは明らかに異なり、浮島式土器の貝殻腹縁文を模した土器が含まれていた。このことが切っ掛けとなり、以後県内での浮島式、興津式土器を注目してきた。

霞ヶ浦周辺を中心とする浮島式、及び興津式土器の群馬県内での存在は、意外に古くから知られている。報告書等からは、各遺跡少量ずつではあるが、園田芳雄氏をはじめとし県内研究者により、10数ヶ所の遺跡をあげることができる。また近年の開発に伴う発掘調査の増加から、これらの土器が、かなりの遺跡から出土していることが確認されている。しかし、県内での分布、集成等をまとめた報文は未だなく、市橋一郎、矢島俊雄両氏（1982）による栃木県内の浮島式土器のあり方、及び分布の中で若干ふれられているにとどまっている。

今回は、群馬県内での浮島式、興津式土器のあり方、及びその分布についてまとめることにしたい。なお、本稿をまとめるにあたり、資料を借用させていただいた松倉儀保、林秀子、山下歳信の各氏、文献については一部を石塚久則、女屋和志雄、外山政子の各氏、さらに新井順二、志村哲、田口一郎、中東耕志、本間泉、前原豊の各氏からは種々の御教示を得た。記して謝意を表したい。

本稿は、前篇（I～III）、後篇（IV～VI）の2篇で完結する予定であり、今回前篇の執筆分担は、I・IIIを谷藤が執筆し、IIを関根が執筆した。次回の後篇では、他地域との比較、位置づけ等を行う予定である。参考・引用文献については後篇にまとめることにしたい。

II 研 究 史

本項においては、前期後半の浮島式土器群に対する編年研究の現段階を明らかにし、問題の所在を明確化させるために、数多くある浮島式土器に関する研究のうち特に編年研究の過程に触れることにしたい。

現在の浮島式土器群が文献上に出てくるのは、明治27年に浮島貝ヶ窪貝塚の調査（佐藤・若林1894）と古いが、浮島式土器の名称を最初に文献に明記したのは、江坂輝弥である（江坂1951）。

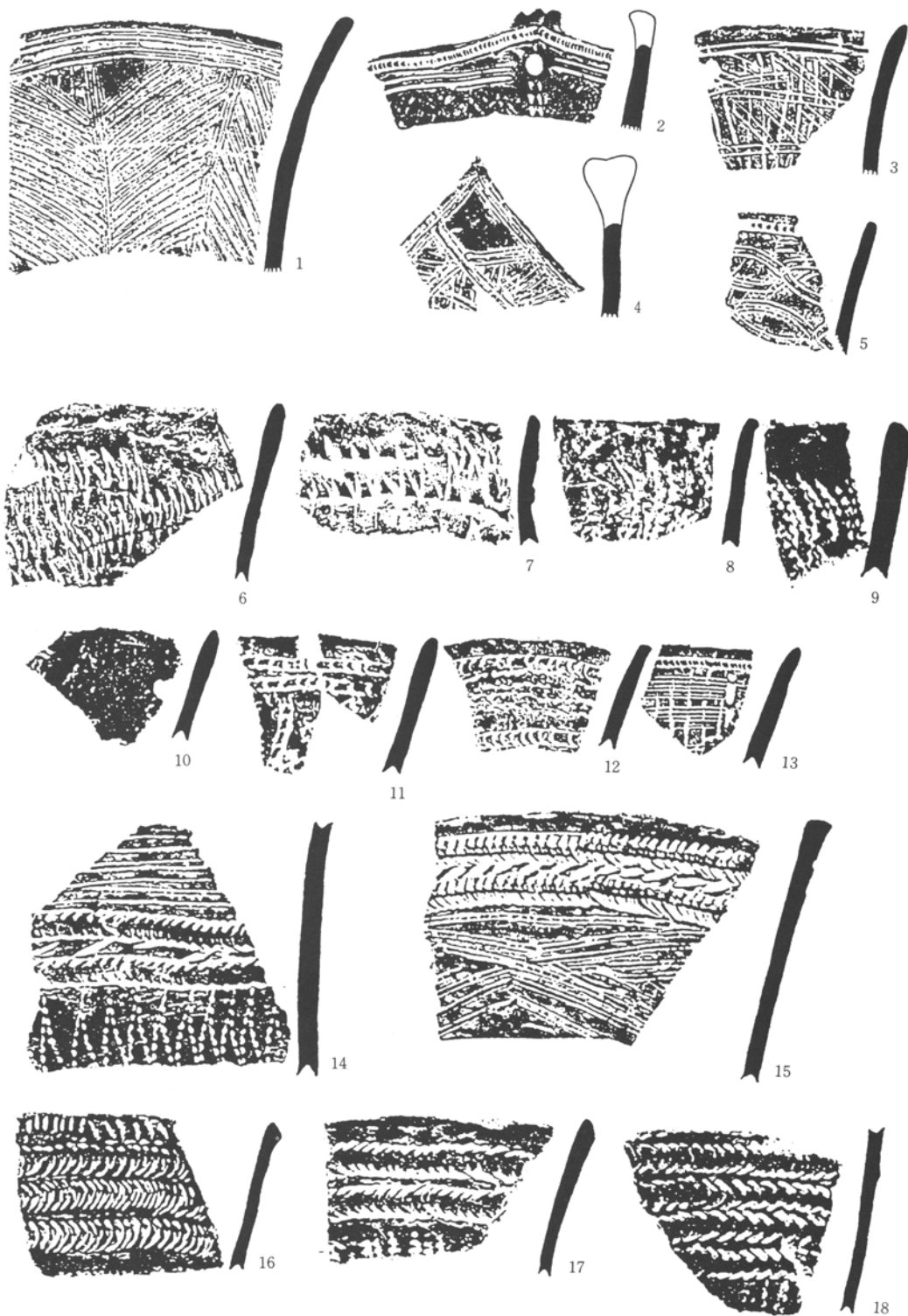
この中で浮島式土器を「霞ヶ浦沿岸から茨城県北部に分布し、地文に縄文を欠き、土器面全体にアルカ属（ハイガイ、サルボウの類）の貝殻又は、ハマグリ、シオフキ等の貝殻の腹縁を土器面に波状に動かして、腹縁の圧痕を施文したもので、この文様の外には、半割竹管の先端にて施文した平行沈線文、爪形文等がある」とした。これによって浮島式土器が一つの型式としてとらえられるようになり、また分布、細分の可能性についても示唆している。これらの段階を経て、浮島式土器の研究を前進させ、文化内容までも触れるようになったのは、西村正衛の利根川下流域の系統的な調査によるものである。西村はこれら一連の調査により、繊維土器の植房式から、前期末の興津式土器の様相を明らかにした。これ以後の浮島式土器の研究は、西村の設定した、浮島Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ式、興津式をどのように解釈し認識したかという事で進められている感が強い。

西村の浮島式土器群の型式設定は、茨城県稲敷郡貝ヶ窪貝塚、同興津貝塚、取手市向山貝塚、千葉市川市国分旧東練兵場貝塚の発掘調査によって進められた（西村1961、1966、1967、1968、1977）ここでの編年の基準は、層位的差による土器の様式差にあるため、正確かつ合理的であると評されているが（和田1973）、一方では、浮島貝ヶ窪貝塚Aトレンチの3層、4層中の浮島Ⅱ式土器を基準としてそれより上層のものを浮島Ⅲ式、下層の5～7層のものを浮島Ⅰ式としたために、純粋性にやや欠ける点のあることを指摘している。では、西村が設定した浮島式土器とはどのようなものなのであろうか。これについては、和田、寺門の研究（和田1973、寺門1977）にくわしいので、要約した形で示すことにする。

浮島Ⅰ式土器（第1図、1～13） 器形：口辺直口ないしは、やや外反し、胴腹が円筒形をなす深鉢形である。口縁は平坦なものが多いが平行沈線文の土器などには波状口縁のものが存在する。胎土：細砂を混入して緻密である。焼色：暗褐色、褐色を呈するものが多い。器厚：7～8mmのものが多い。文様：単一要素によって構成されたものは、貝殻文の土器に見られるが、他は2、3の要素を複合的に施文したものが多い。全般的に平行沈線文が盛行し、地文として捺糸文や波状貝殻文をもつものがある。変形爪形文は幅が狭く沈線的である。また波状貝殻文は、一体に繊細で拙劣である。そのほか無文や爪形が少量ある。

浮島Ⅱ式土器（第1図、14～18） 器形：底部から口辺部に向かってほぼ真直に開く深鉢が多く目立つが口辺を外反させたものもある。口縁は平坦なものが多いが、波状のものもある。口縁に輪積の痕跡を残したものや凹凸文を有するものが多い。焼色：褐色、暗褐色、黒褐色で焼成は良好である。器厚：6mm程度でいくらか薄手である。文様：波状貝殻文が発達して優勢であり変形爪形文も幅広く明瞭である。平行沈線は、減少している。無文土器も増加するがこれらには口縁や口辺部に輪積文や凹凸文を有している。

浮島Ⅲ式土器（第2図、1～10） 器形：口辺直口ないしは、やや外反する深鉢や鉢形であった口縁は平坦ないし波状、口縁はその断面が片刃状をなしているものが多く、いくらかその個所が肥厚しているのが目立つ。把手のようなものはない。底部は基底が外側につき出したものが多い。胎土：細砂を混入して緻密である。焼色：黒色、黒褐色、暗褐色であるが一体に黒色を



第1図 浮島Ⅰ・Ⅱ式土器

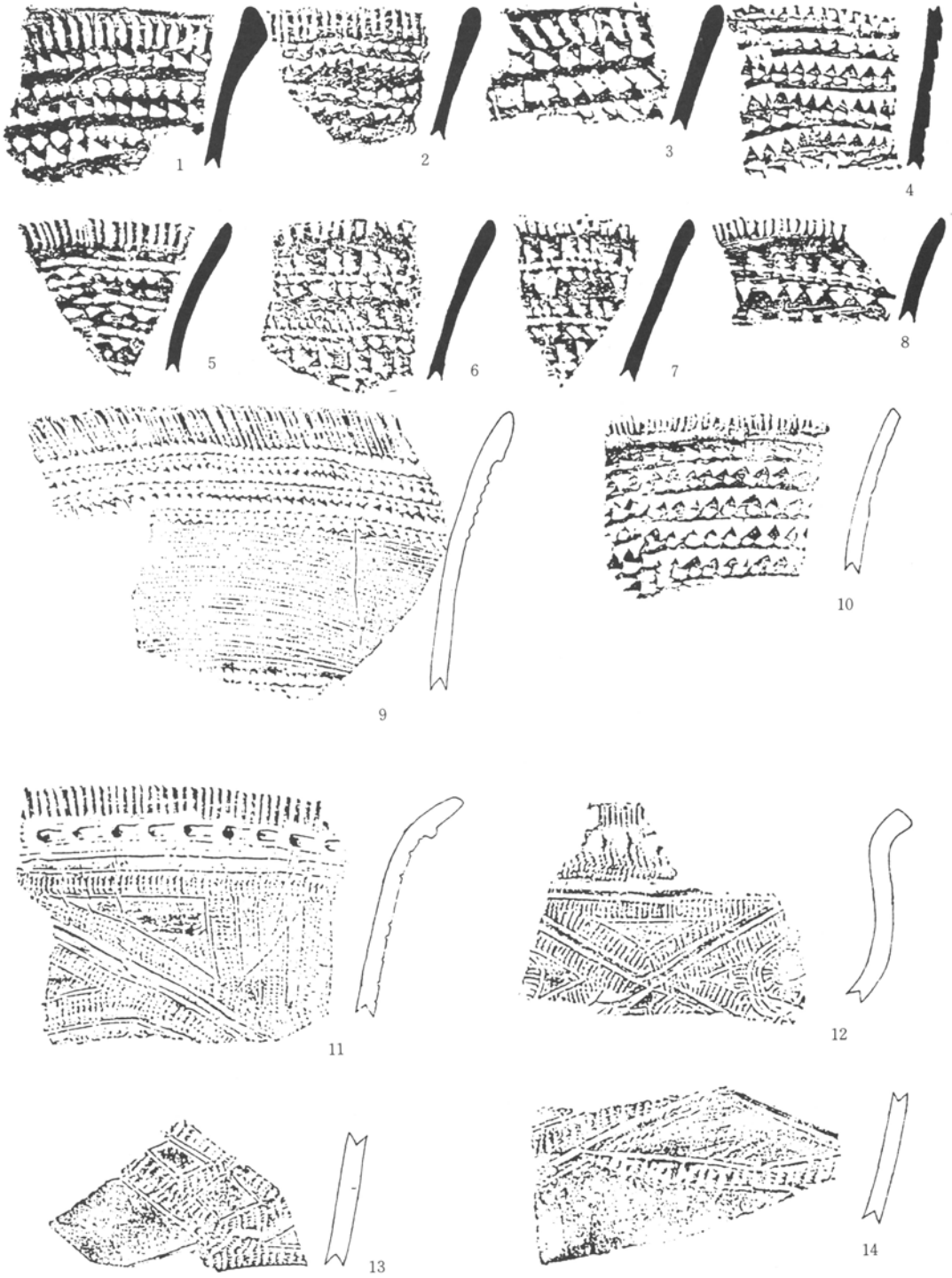
1～5 小川貝塚、6～18 浮島貝ヶ窪貝塚

帯びたものが多い。焼成は良好。 器厚：5～7mm程である。 文様：三角文と、波状貝殻文が旺盛である。それに変形爪形文類、平行線文、凹凸文、輪積文などの文様が次いで存在する。これらの文様の複合した施文による土器もある。また波状貝殻文は、アナグラ属貝殻をずらした文様と、深い施文手法を特色としている。口縁部には、半截竹管をもってした条線文帯が発達し、その種類も多いが、一体に条線が斜めに傾いて施されている。

興津式土器（第2図、11～14） 器形：口辺部直口の深鉢形、あるいは口辺を少し外反させ、胴腹部に張りをもたせて底部にいたってしまる深鉢形である。後者は、磨消貝殻文の土器においてもっとも顕著な形態をうかがうことができる。口縁は平坦なものと波状のものがある。波状のものは、その頂部を小さくV字状に割り、その下に円ないし楕円形の小突起を附したりしている。一体に形態が大型化していることが目立つ。 胎土：細砂を混入し、緻密なものが多い。また大型土器にはウミニナの稚貝を混入したりした。 焼成：良好。 焼色：黒色、黒褐色、暗褐色、黄褐色、褐色、下部におよんで褐色味を増しているものが多くみられる。 器厚：5～10mmにわたるが大体7～8mmである。 文様：口縁に幅15～20mmの縦位の整った条線文帯がめぐらされたものが目立つ。また波状貝殻文、平行線文、櫛歯条線文、無文土器の口唇は、竹管のようなもので押して小波状の口唇を作っているものが多い。口唇に細かい刻み目文を配したのものもみられる。輪積みの接点の辺を指頭などで押し、窪みをつけたいわゆる凹凸文が一つの特徴的文様が浮島式であったが、興津の土器では、すこし幅のある扁平なへらや貝殻の角などを用いたかして、それらを器に45度位の角度で突き刺し、さらにへらを立てるようにして粘土を逆立て、あるものはその個所を抉ったようにしたものがある。こうして前代の凹凸文に相等する文様は、別の手法によってつくられ、一段と整った形態を備え、他の文様と調和して、美的効果をあげている。文様構成は、単一要素から成るものもあるが、多くの場合複合文様を構成した。施文要素は、貝殻文、半截竹管による爪形文、変形爪形文、平行線文、櫛歯条線文等である。貝殻文にも波状貝殻文とともにタナグラ属貝殻の腹縁をそのまま押しつける手法が展開をみせている。波状貝殻文も間かくを締めた細かい手法を示している。縄文の土器が加わることも特性の一つである。二段の縄文原体を一般的なものとして、その単方向、あるいは羽状に施され、また口唇にも附されたものが多い、とし浮島Ⅰ式を諸磯b古式に、浮島Ⅱ・Ⅲ式を諸磯b式、興津式を諸磯c式に併行させた。

また西村は興津貝塚の第二次調査の中で(西村1977)、浮島Ⅲ式の三角文主体の土器が興津式の磨消貝殻文土器にどのような過程で変ったか、について、諸磯式的爪形文とかまぼこ形細隆線、また整った条線帯と改変された凹凸文を主体とし、それに連続爪形文を付随させる複合的施文の土器は、それらの要素を三角文の中に宿し、さらに磨消貝殻文の土器は、爪形文土器のなかに発生の経緯がうかがわれるとして、爪形文を主体とする土器を興津1式(図2、11～12)磨消貝殻文をもつ土器を興津2式(第2図、13～14)とした。

以上が西村が型式設定した時点での総括的な特徴である。このように西村によって浮島土器群の編年研究が急速な進展と充実に対し、一方では、和田の指摘しているように、浮島貝ヶ窪貝塚



第2図 浮島Ⅲ式、興津Ⅰ・Ⅱ式土器
1～8 向山貝塚、9～14 興津貝塚

Aトレンチにおける5～7層のものを浮島Ⅰ式土器が純粋性に欠けるために、浮島式土器研究者間で西村の設定した浮島式土器群の概念観に相違がみられた。

そのような状況にあつて井上義安は、那珂川下流域を研究フィールドに那珂湊市富士ノ上遺跡において、浮島Ⅰ式と諸磯a式が併行関係にあるとの見解を示した(井上1967)。これについては、和田、川崎の反論がある。(和田1968、川崎1967)、井上はこれらの反論に答えるべく「浮島Ⅰ式土器の編年に関する問題」(井上1970)で、那珂川流域の那珂湊市小川貝塚、部田野山崎遺跡においても浮島Ⅰ式と諸磯a式を併行にあるとして、小川貝塚の資料を用い、これらの土器には「いわゆる肋骨文、木葉文、円形および半截竹管文、爪形文、刺突文、櫛歯条線文などが複合的に描出されて、その文様構成自体は、諸磯A式そのものであるといえよう。けれども、地文の文様には、細くまばらな撚糸文が斜行ないし縦走するように施こされ、この点あきらかに諸磯A式とは異なっているといえる。若しこうした一連の土器から撚糸文を地文とした例は、埼玉県葛飾郡庄和町米島貝塚の諸磯A式の仲間にも存在し、諸磯A式と浮島Ⅰ式の関係を抑む上に重要であるとされている。」という見解を出され、西村の設定した浮島Ⅰ式が必ずしも諸磯b式からのものではなく、諸磯a式にまで古くなるという考えであつた。これらの見解は、発掘調査例の少ない当時として、西村の設定した浮島式土器群の編年に対する修正、浮島Ⅰ式土器の細分への先がかりとして評価されよう。

これら井上の見解に対して和田哲は、『古和田台遺跡発掘調査報告書』(和田1973)中、浮島系土器の諸問題なる一文を著わした。その中で、浮島Ⅰ式土器の型式を徴表する文様を、撚糸の地文、変形爪形文、波状貝殻文の三つをあげ「撚糸文を浮島Ⅰ式の不可欠の要素であるとの認識に立てば、西村教授によって提唱された浮島Ⅰ式土器は、浮島Ⅱ式へのより過渡的段階の資料と理解される。」として、井上らによる諸磯a式的な浮島Ⅰ式資料、浮島貝ケ窪貝塚資料中の第1類b種イ、第IV類などを古式的様相を止めたものと考え、西村の設定した浮島Ⅰ式から分離されるとして浮島Ⅰ式土器を細分する考えを示し、浮島Ⅰa式と、浮島Ⅰb式に細分したのであつた。ここでの浮島Ⅰa式は、那珂湊市小川貝塚、八幡協遺跡2群b～h類、東大人類学教室貝ケ窪貝塚Ⅰ区3、4層、西村報告貝ケ窪貝塚第Ⅰ類b種イ、第IV類などをとり上げ文様は半截竹管による円形刺突文、半截竹管外側刺突文などが顕著であり、この点諸磯a式に近似している。しかし、地文や体部文様にまばらな撚糸文を有する所に特徴がある。波状貝殻文が地文に用いられたり、爪形文が、僅かに認められるが、全体的には、未発達である。(第1図、1～5)としている。

浮島Ⅰb式は、貝ケ窪貝塚Aトレンチ第5、6層、Bトレンチ第2～4層の土器が該当し、器形は口縁部がやや外反するか、口辺直口の深鉢形。文様は、口縁部と、頸部に幅の狭い変形爪形文をもち、その間を半截竹管平行線文で充填する。浮島Ⅱ式との相違点は、変形爪形文の幅が6mm前後であり、浮島Ⅱ式の変形爪形文の半分位しかない点である。体部文様には、稚拙な感じの波状貝殻文が認められ、撚糸の地文も一部残存する。口縁や頸部にめぐる凸帯に点列文が加わる以外には刺突文が全く存在しなく爪形文が変形爪形文の手法をとり、単なる連続爪形文でない点

無文地に平行線文の土器が多く波状貝殻文が口縁から施される、(第1図、6～13)とした。

これによって従来の浮島Ⅰ式土器は、Ⅰa式とⅠb式に二分し、その編年の位置を、浮島Ⅰaについては「諸磯a式的諸特徴は、これらの土器が諸磯a式に併行するという想定を支持させる。」として諸磯a式と併行するとした。また浮島Ⅰb式は、貝ヶ窪貝塚などで諸磯b式と供伴することから、諸磯b式の古い部分に併行する型式であると論じた。

ここにおいてまばらな捺糸文を持つ土器が諸磯a式土器に併行する型式であると結論づけられた。また和田は、同論文中で、興津式土器にも若干の時間的幅が考えられるとした。すなわち、「興津式土器の特徴は、磨消貝殻文にあるが、古和田台遺跡第1号住居地の第Ⅲ類中には、磨消貝殻文が見当たらない。この点は資料の稀少さに帰すべきではないと思われ、時間的な差異も考慮されるべきであろう。」と述べ同じような状態は興津貝塚でも見られるとして、興津南貝塚では、内側竹管爪形文による興津式は顕著な存在であるにもかかわらず磨消貝殻文の土器が一片も存在しなかった。ということで、内側竹管爪形文による興津式土器を浮島Ⅲ式に近いという考えを示し興津式土器の細分の可能性を指摘している。

また常総地方をフィールドとしている川崎純徳は、茨城県新治郡玉里村八幡脇遺跡の発掘調査により、八幡脇類を抽出した。この八幡脇類とは、「器形は大型で外反し、形態は波状及び平縁の口縁を持つ深鉢形土器、文様は、連続爪形文と半截竹管による沈線文を主体とするのであり口辺部の文様帯の区画としてつけられる連続爪形文は、次第に大きく施文され隆走帯のような感を与え、口辺部は外反し、口辺部最大幅は大きくなり砲弾状の形状を示すようになる。」と説明し、このような形態は、浮島Ⅰ式としての特徴を示しはじめるものと論じ、和田、井上とは違い形態的な特徴から、西村のいう浮島Ⅰ式に先行するものとした。(川崎1967)この時点では、八幡脇類は、諸磯a式に併行する浮島Ⅰ式の祖形であるとの考えを示している。その後川崎は、『遠原貝塚の研究(本編Ⅰ)』(川崎1980)において、和田、井上、寺門らの批判をうけ八幡脇類の再吟味を行ない、井上、和田らの言う地文に「まばらな捺糸文」と共に連続爪形文や竹管状工具による刺突文を八幡脇類とし、諸磯a式に伴う浮島系土器群を浮島Ⅰ式土器の型式概念から分離しておくべきだと考え、これらの土器を浮島0式土器とした。また川崎は、「浮島系土器群文様区分帯論」(川崎1980)において、進化論的な文様変遷では、土器の推移を捉える場合に無理が生じ、この誤りを犯した反省から、文様区画帯と文様の変化から、浮島系土器群の細別の基礎を求めようとしている。この事は従来の単に文様変遷から、土器群の推移をとらえるのではなく、文様区画帯と文様という両面の方向から細分を試みる事は、浮島式土器群の構造をとらえるには、必要なことであり、評価されよう。

一方霞ヶ浦周辺をフィールドにしている、寺門は浮島Ⅰ式に先行する型式として、所作式を認定した。所作式は、「まばらな捺糸文」をもつ半截竹管による平行沈線文、有節平行沈線文を持つものとしているが、これらの土器は、和田らの浮島Ⅰa式、川崎の言う「八幡脇類」と類似のもので、これについては川崎の批判があり、独立した型式として認定できないものであるといわれ

		西 村	川 崎	和 田	井 上	寺 門
諸 磯 a	古		遠 原		浮 島 I	所 作
	新		浮 島 0	浮 島 I a		浮 島 I
諸 磯 b	古	浮 島 I	浮 島 I	浮 島 I b	浮 島 II	浮 島 II
		浮 島 II	浮 島 II	浮 島 II		浮 島 II
	新	浮 島 III	浮 島 III	浮 島 III		
諸 磯 c		興 津	興 津	興 津	浮 島 III	浮 島 III
十 三 菩 提			三 反 田	羽状縄文土器	興 津	

第1表 浮島式土器群 編年表

ている。

また寺門は、浮島式土器を文様要素の組合せからみた変遷を行っている。しかし、この論は文様の系統の変遷については、有意義なものであるが文様要素の摘出にとどまり、文様構造をとらえるものではない。したがって寺門の論にもあるように、霞ヶ浦周辺の浮島式土器群の変遷を語るにとどまっている。以上、西村の浮島式土器の型式設定から、和田、井上、川崎、寺門らの、浮島式土器編年についての認識し概念観にふれてきた。特にこの中でも浮島Ⅰ式土器以前の混迷した状況が鮮明になったが、これによって考え得ることは、西村の浮島式土器の型式設定時における、浮島Ⅰ式土器のあいまいさ、また、和田、井上、川崎、寺門らの人達の認識、方法論、考察のずれからくるものが多いといえよう。これらの要因となるものに、浮島式土器が、東関東の狭い範囲を中心として分布し、発掘調査例が少ない上に、的確な層化的関係の把握例が稀少なことが上げられる。

ここで、群馬県内における浮島式土器群研究について若干述べよう。

県内で最初に浮島式土器が認識され、文献に登場するのは、藺田芳雄らによって調査された、桐生市伊豆田遺跡においてではないだろうか(藺田1970)。この遺跡は、1964年に調査されたもので、縄文、弥生、古墳の各時代にわたる遺物の中で「諸磯B式に併行する浮島式(霞ヶ浦)は貝殻文や特有の篋書文が施されているが、当地方では、その系統と思われるものが多くみられる」として、諸磯b式に浮島式が併行するという考えを示された。

その後藺田は、新里村熊野遺跡(藺田1975)に於いて、浮島式に類似した土器として数例上げているが、その中で縄文中期土器の中にも浮島的な貝殻を用いた文様をもつものもあるとして、中期初頭の土器を、浮島式類似土器という見解を示し、当地方では、勝坂式類似土器や阿王台式比

定土器の中にも強く影響しているとした。

その後県内で浮島式土器群がまとまって出土したのは、笠懸村稲荷山遺跡（若月1980）である。若月省吾は、笠懸村誌（若月1980）上で、稲荷山遺跡の浮島式土器群をもり上げ、これら浮島式土器群の搬入ルートを渡良瀬川からのルートとし、また胎土分析を行ない、本遺跡周辺の岩石鉱物組成と一致していない点をあげ、東関東地方からの搬入であると指摘した。

以上県内における浮島式土器群に関する研究は多くない。今後、浮島式土器群の研究は、資料の的確な問題意識、方法論をもった発掘調査による資料の蓄積も必要であるが、浮島式土器群が常に諸磯式土器との対比という形で語られてきた通り、諸磯式土器を主として分布に持つ地域からの浮島式土器への積極的なアプローチが必要なのではないだろうか。

本項は、浮島式土器群の編年と、型式について重点を置いたもので、特定の研究者しか扱わなかった。また敬称を略した事を許されたい。現段階での浮島式土器群と諸磯式土器群の編年表を載せておくことにしたい。

III 群馬県内の状況

1 遺跡の分布

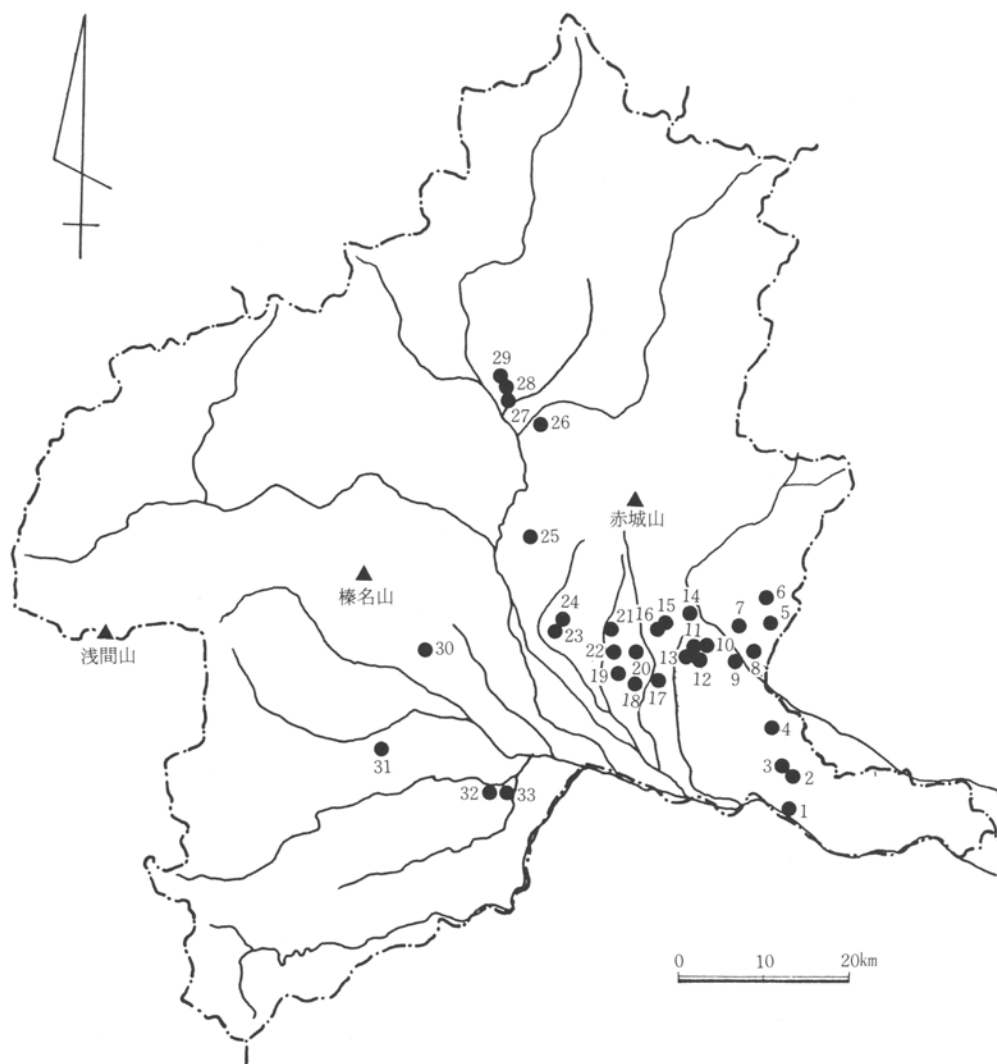
群馬県内での浮島式、及び興津式土器の出土が確認されている33カ所の遺跡を地図上に示してみると第3図のようになる。各地域での調査の進捗状況によって、その分布密度に差があることは事実であろう。特に赤城山南麓域での調査例は古くからあり、また赤堀村、新里村、笠懸村、桐生市においては、報告書等もかなり刊行されている。

渡良瀬川及びその支流の桐生川流域、利根川支流の粕川、荒砥川、白川の各流域に、出土の確認されている遺跡が多くあり、密度が高い（山腰遺跡、伊豆田遺跡、金龍台遺跡、雲祥寺遺跡、北山遺跡、焼山遺跡、中島遺跡、神社裏遺跡、稲荷山遺跡、清水山遺跡、熊野・藤生沢遺跡、城遺跡、天笠南遺跡、六道遺跡、書上本山遺跡、下触牛伏遺跡、多田山東遺跡、荒砥上川久保遺跡、大胡バイパス遺跡、芳賀東部工業団地遺跡、誉倉遺跡）。県北部では、近年関越自動車道建設に伴う発掘調査が進められてきた結果、沼田市周辺の利根川本流域、及びその支流の片品川流域における数遺跡から出土の確認がなされている（糸井宮前遺跡、薄根中学校遺跡、後田遺跡、三峰神社裏遺跡）。また県西部では、榛名山南麓域、及び烏川支流の碓氷川、鎭川流域に数遺跡点存在していることがうかがえる（中善地・宮地遺跡、天神原遺跡、黒熊遺跡、滝1号墳）。さらに第3図に示した以外にも、赤城山南麓の新里村々内、利根川支流の吾妻川流域においても数遺跡確認されている⁽²⁾とのことである。

これら各遺跡での浮島式・興津式土器の出土量は、全体的に少ない。

また各遺跡間での出土量の割合に差があっても、群馬県内全域に、その分布の広がりがあると思われることができる。

浮島式、及び興津式土器の分布は、茨城県はもとより、千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県、



遺 跡 名 一 覧

1	御正作遺跡(大泉町)	12	神社裏遺跡(笠懸村)	23	芳賀東部工業団地遺跡(前橋市)
2	賀茂遺跡(太田市)	13	中島遺跡(")	24	誉倉遺跡(")
3	上遺跡(")	14	熊野・藤生沢遺跡(新里村)	25	滝沢遺跡(赤城村)
4	焼山遺跡(")	15	城遺跡(")	26	糸井宮前遺跡(昭和村)
5	伊豆田遺跡(桐生市)	16	天笠南遺跡(")	27	薄根中学校遺跡(沼田市)
6	金龍台遺跡(")	17	六道遺跡(東村)	28	後田遺跡(月夜野町)
7	雲祥寺遺跡(")	18	書上本山遺跡(伊勢崎市)	29	三峰神社裏遺跡(")
8	山腰遺跡(")	19	下触牛伏遺跡(赤堀村)	30	中善寺・宮地遺跡(箕郷町)
9	北山遺跡(笠懸村)	20	多田山東遺跡(")	31	天神原遺跡(安中市)
10	清水山遺跡(")	21	大胡バイパス遺跡(大胡町)	32	黒熊遺跡(吉井町)
11	稲荷山遺跡(")	22	荒砥上川久保遺跡(前橋市)	33	滝1号墳(藤岡市)

第3図 群馬県内の浮島式興津式土器出土遺跡分布図

栃木県、群馬県と関東地方全域にわたる。また福島県でも浜通り、会津の両地域からの出土も認められており、かなり広範囲な分布をもつ土器群であると考えられる。さらに、群馬県内の分布からするならば、長野県及び新潟県にも、その分布が及ぶことを十分考え得ることができよう。

註

- (1) 新里村教育委員会『新里村の遺跡』（1984）
- (2) 本間泉氏に御教示を得た。本間氏が吾妻周辺の分布調査を行なった際に、数カ所の遺跡から諸磯式土器と共に少量ではあるが、貝殻腹縁文を施した浮島式土器を採集している。

2. 遺物の説明

次に県内から出土している浮島式・興津式土器について各遺跡毎に紹介したい。何分にも前項で示した遺跡の中には、現在整理中のものが数多くあり、今回呈示することのできない資料が多々ある。ここに示す資料は、現在整理途中にあつて未報告ではあるが担当者の方の御好意に依り使用させていただいたもの、又新たに表面採集されたもの、これ迄に報告書等で刊行ないしは発表されたものを中心とした。尚図版については報告書より転載したものが多く縮尺がまちまちであるため、その縮尺を各図版、ないしは各遺跡毎に表記している。

大胡バイパス遺跡（第4図1～17）

口舌部に刻みをもち、山形突起状な波状口縁になり、胴部には貝殻ではなく、幅2cm程の施文面がかなり細い工具を用いて、密な波状貝殻文を施す(1)。口縁部がやや外反する平縁で、口舌部に刻みをもち胴部にアナグラ属の貝殻の腹縁による刺突的な手法での、かなり密な波状貝殻を施す(2～4、8)。口縁は平縁で、胴部に放射肋の無いハマグリ等の二枚貝に依る波状貝殻文を施したもの(5～7、9、10)。口縁が外反する波状口縁で、胴部がややふくらむ。文様は、数条の平行沈線で区画され、その周囲にアナグラ属の貝殻の腹縁に依る刺突、波状等に貝殻文を施したもの(11～15)。やや外反する平縁で、口舌部に1対の貼り付けによる鋸歯状装飾帯をもち、この装飾帯を含めて口縁部には刻目を施す。胴部は上半でややふくらみをもち、底部に向つて、かなりすぼまる。胴部の文様は、貝殻腹縁に依る波状貝殻文を施した後、半截竹管で平行沈線による横位に平行、鋸歯状の文様を描く(16)。口縁はやや外反する平縁で、胴部でわずかにふくらむが、比較的直線的な器形を呈する。文様は、半截竹管具に依る横位の平行沈線を施した後、貝殻腹縁に依る、波状貝殻文を施す(17)。この内(2～4、8)と、(5～7、9～15)については、それぞれ同一個体である可能性が高い。

これらの資料を出土した大胡バイパス遺跡は、黒浜式期から勝坂、阿玉式土器まで多量の土器を出土させているが、特に諸磯a～c式の土器が主体を占める。(16、17)は、それぞれ住居址の埋甕である。またこれらの資料と共に、太い沈線に依る山形文等を施した東北地方の大木5式土器が出土している。

誉倉遺跡（第5図1～7）

この資料は、前橋市小坂子町1861番地に所在する松倉儀保氏宅から表面採集されたものである。胴部に、貝殻腹縁による波状貝殻文を施したもの(1)。外反する波状口縁で、口舌部に刻目をもち、アナガラ属の貝殻腹縁による波状貝殻文を施した後、細い併行沈線を施したもの(2、4)。外反する平縁で、口縁部下に3条の併行沈線を施し、その下部にアナガラ属による波状貝殻文を施したもの(3)。胴部に波状貝殻文を施した後、細い数条の沈線を施したもの(5)。胴部に波状貝殻文を施した後、横位に細い数条の沈線を施したもの(6、7)がある。

この遺跡から採集された資料は、その多くが諸磯b・c式土器が主体をなす。

糸井宮前遺跡 (第5図8～14)

口縁が波状口縁で外反し、口縁部に細い沈線による刻目をもち、胴部に半截竹管による数条の沈線を施したもの(8)。口縁がゆるやかな波状を呈し、口縁部に細い半截竹管による刻目をもちアナガラ属の貝殻腹縁による連続刺突を施す。胴部は半截竹管の沈線で区画され、貝殻腹縁に依る波状貝殻文及び磨消を施す(9)。口縁が外反し、口縁部にやや太めの刻目を施し、その下部に指頭圧痕的に凹凸文を施したもの(10)。胴部に半截竹管具を波状貝殻文のごとく、支点を交互に変えて爪形文を施し、その上下にアナガラ属の貝殻腹縁による横位にずらせて施す連続刺突文をもつもの(11)。胴部に半截竹管具による波状爪形文を施し、その下に放射肋のない貝殻による波状貝殻文を施したもの(12)。3対の外反する波状口縁をもち、口縁にそって刻目及びその下に2本単位の櫛歯状の工具で横にずらせながら連続刺突を施す。頸部から、胴部にかけては、半截竹管具と櫛歯状工具を用いて水平ないしは、波状に菱形及び三角形を連続的に構成しているもの(13)。細い半截竹管具を横にずらせながら連続刺突を施し、菱形を主に渦巻状の円等を描き、さらにその上下を水平に連続刺突を施し、頸部文様を構成する。胴部は太い半截竹管具による波状爪形文を2条ずつ上下に施し、胴部の文様を区画する。さらにこの間に、頸部の文様施文に用いた半截竹管具により、水平な平行沈線を施す(14)。

この糸井宮前遺跡では、諸磯b式から諸磯c式にかけての住居址を多数検出しており、(17)については、諸磯b式土器と共に住居址の埋甕として出土している。

黒熊遺跡 (第6図1)

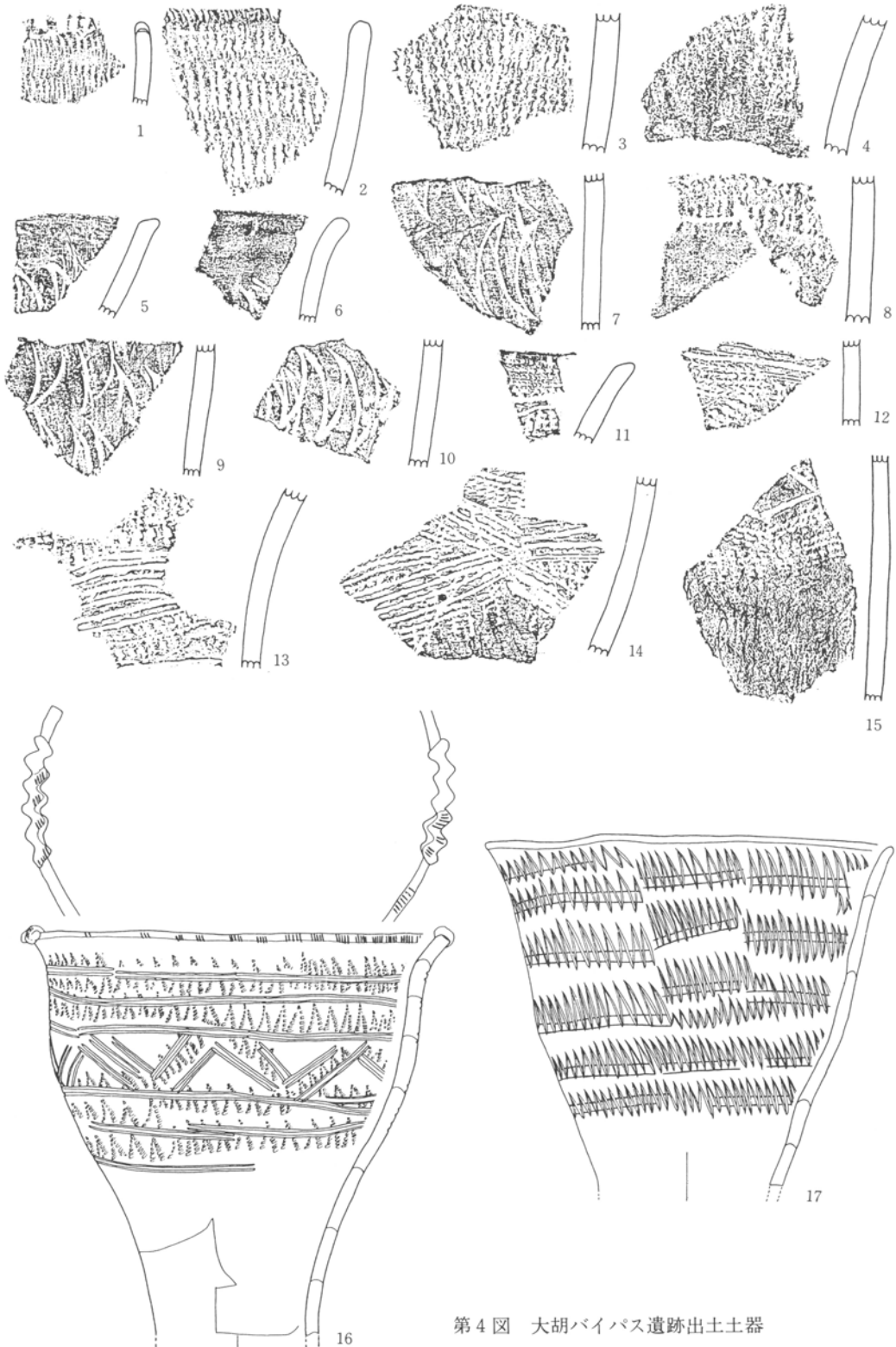
外反する平縁で、胴部にややふくらみをもつ。口縁部に刻目をもち、その直下に凹凸のある指頭圧痕を施す。胴部にはアナガラ属の貝殻腹縁による波状貝殻文が施される。

薄根中学校遺跡 (第6図2)

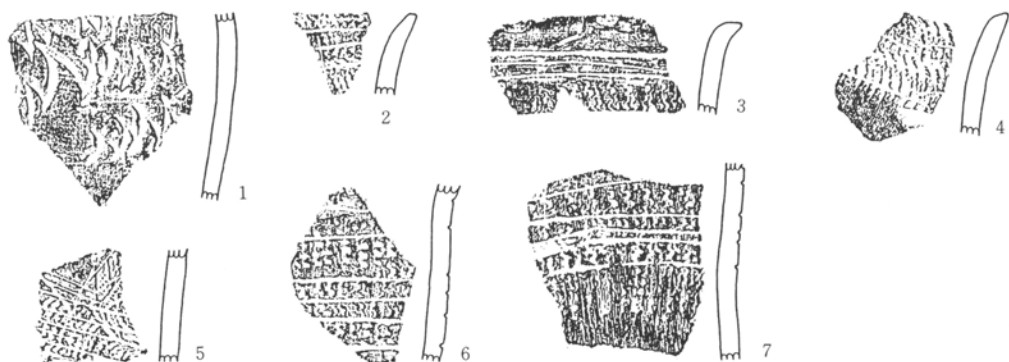
器形は、口縁がやや外反する平縁で、胴部にややふくらみをもつ。文様は、半截竹管具によるもので、施文具を縦に三つ並べて1単位とし、支点を交互に変えて刺突することで、波状貝殻文を模している。

新里村内出土土器 (第7図1～3)

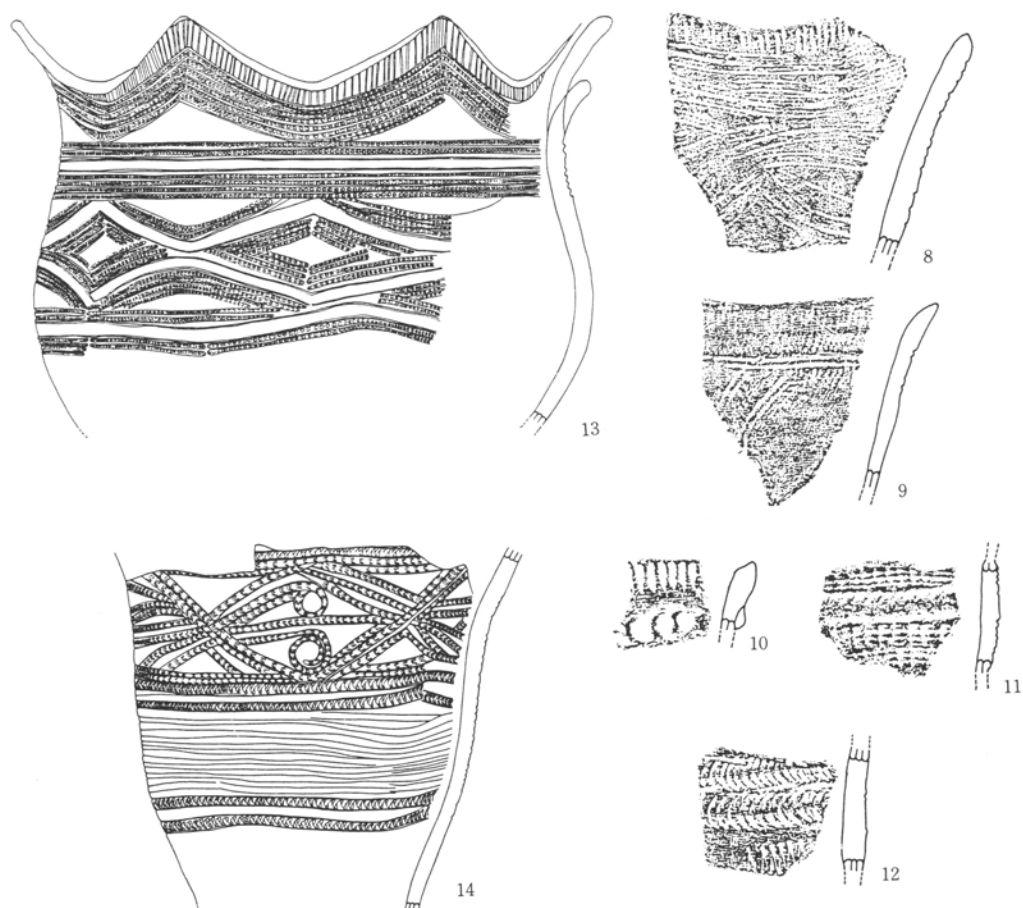
外反する平縁で、口縁部に半截竹管具による波状爪形文を3段施し、その下に沈線で菱形を連続的に描いている(1)。外反する平縁でアナガラ属の貝殻腹縁による波状貝殻文を施したもの(2)。



第4図 大胡バイパス遺跡出土土器
(1~15 S=1/3、16・17 S=1/4)



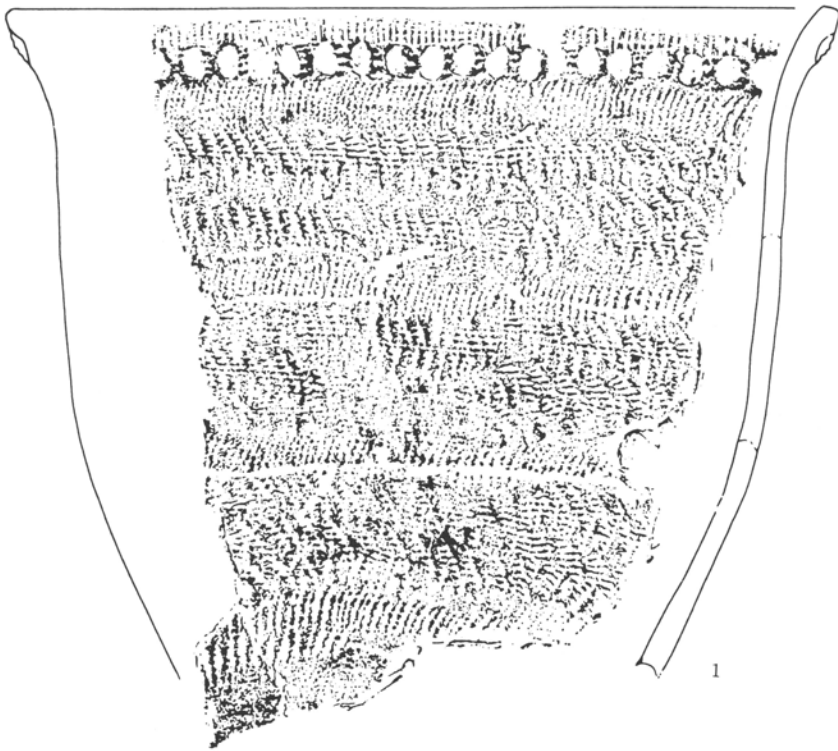
譽倉遺跡出土土器



糸井宮前遺跡出土土器

第 5 図

(1~12 S=1/3、13・14 S=1/4)



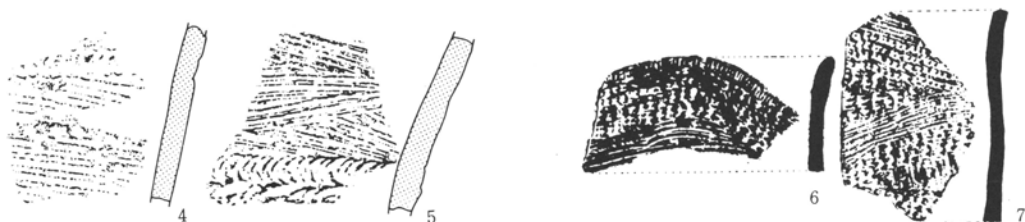
黒熊遺跡出土土器（ $S=1/3$ ）



薄根中学校遺跡出土土器（ $S=1/3$ ）



新里村内出土土器



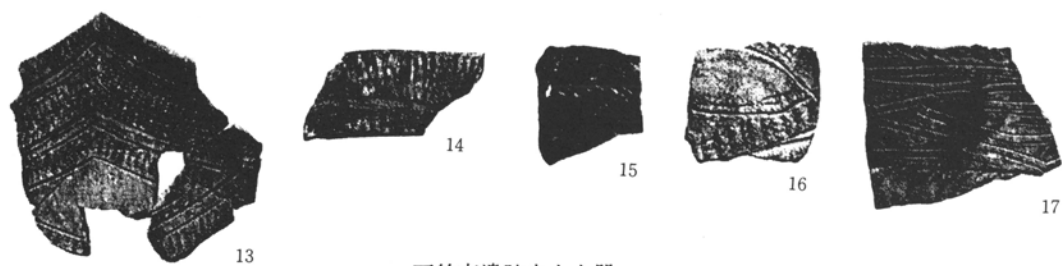
賀茂遺跡出土土器

多田山東遺跡出土土器



御正作遺跡出土土器

上遺跡出土土器



天竺南遺跡出土土器

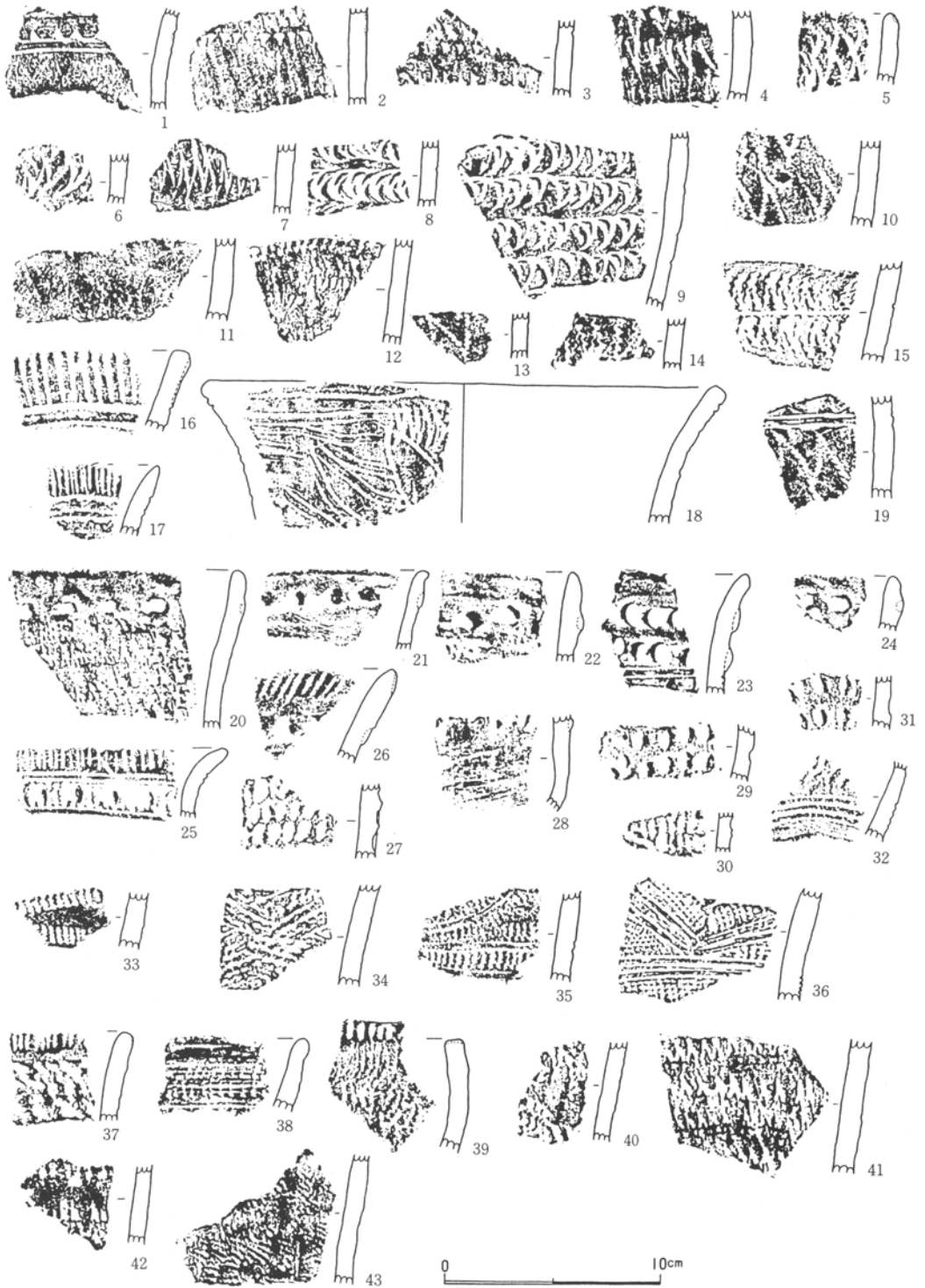


伊豆田遺跡出土土器

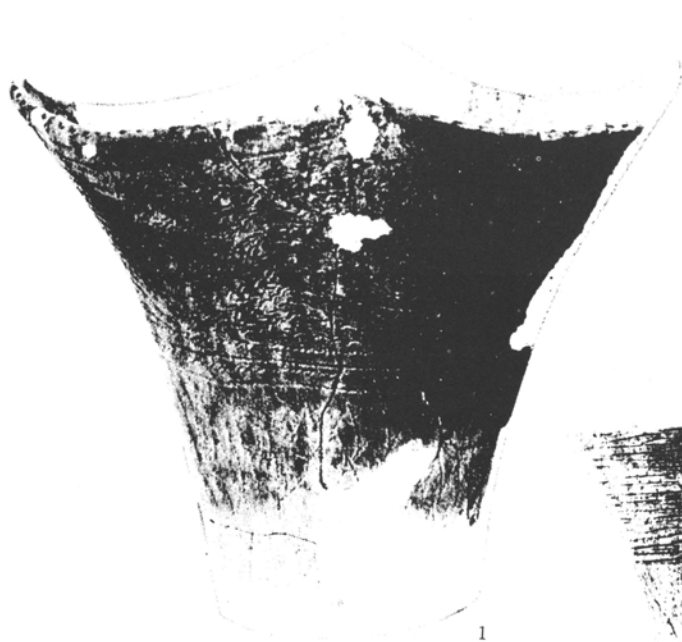
山腰遺跡出土土器

第 7 図

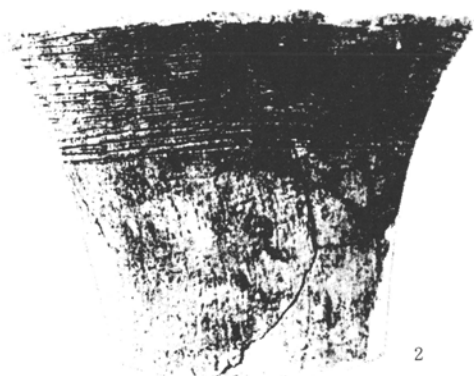
(1 S=1/6、2~12 S=1/3)



第8図 稲荷山遺跡出土土器（S=1/3）



1



2

城遺跡出土土器



3



4



北山遺跡出土土器



中島遺跡出土土器

(S = 1 / 3)

胴部に貝殻腹縁による連続刺突文を施したもの(3)がある。

賀茂遺跡（第7図4、5）

報文（藤巻1984）によると、2片とも胎土に多量の細砂粒を含むとはされているが、図版では繊維含有土器となっている。半截竹管による集合沈線で菱形文様を構成し、波状爪形文で文様帯を区画しており、(4)は沈線間に連点状の刺突が施されている。

多田山東遺跡（第7図6、7）

外反する波状口縁で口縁部に細い刻目をもち、その下にアナグラ属の貝殻腹縁による波状貝殻文、及び半截竹管具による沈線が施されるもの(6)。半截竹管具の沈線により区画され貝殻腹縁による連続刺突文と、半截竹管具による連続刺突文が施されたもの(7)がある。

御正作遺跡（第7図8～11）

胴部に、放射肋のない2枚貝の腹縁による波状貝殻文が施されている。

上 遺跡（第7図12）

胴部に、波状貝殻文が施されている。

天笠南遺跡（第7図13～17）

外反する波状口縁で、口縁部の頂点に突起をもち刻目を施す。半截竹管具により沈線で菱形を区画し、貝殻腹縁による連続刺突を施す。さらに沈線間に他工具により連続的に刺突を施したものの(13)。平縁で刻目をもち、沈線と貝殻腹縁による連続刺突を施したものの(14)。胴部に、太い半截竹管具により波状爪形文を施したものの(15)。胴部に沈線で区画し、貝殻腹縁による連続刺突を施したものの(16)。胴部に、太い半截竹管具による波状爪形文で区画し、その間に細い半截竹管具による沈線を施したものの(17)がある。

伊豆田遺跡（第7図18、19）

太い半截竹管具による波状爪形文と、細い半截竹管具による沈線を施したものである。

山腰遺跡（第7図20）

太い半截竹管具による波状爪形文を施したものである。

稻荷山遺跡（第8図1～42）

報文（若月1980）によると、

横位の平行線で、三角文帯とその下の貝殻文帯とを区画しているもの(1)。三角文帯の下に直接波状貝殻文を施しているもの(2～4)。ハマグリ腹縁で、波状貝殻文を施しているもの(5～9)。ハイガイ腹縁で、波状貝殻文を施しているもの(10～14)。(8)、(9)は、変形爪形文に類似している。平行沈線で文様を意匠した後、部分的に波状貝殻文を施したものの(18)。上部文様帯との区画沈線と考えられ、おそらくその上には三角文等が意匠されるもの(19)。口縁部文様帯に棒状工具による刻目をもち、その下部に横位の沈線が施されるもの(16、17)。半截竹管具を器面横方向から突き刺すように押捺し、凹凸を有するもの(20、22、24)。半截竹管具の丸みをもつ方を器面にあてて突き上げるように押捺し、凹凸を有するもの(21、25～29)。(21)

と同様に丸い方を器面にあてるのであるが、突き上げでなく横方向に強く押しあてて引くように施文するため、粘土がずれて盛り上がったように観察されるもの(23)。爪状のもので連続刺突をおこなったもの(30～32)。貝殻の腹縁を連続して押捺した文様をもつもの(33)。貝殻腹縁を連続押捺し、沈線文で横・斜位に意匠するもの(34～36)。口縁に刻目をもち、貝殻腹縁文を横位に施すもの(37)。貝殻腹縁文と条痕文とを重ねて施文したもの(38)。乱れた波状貝殻文をもつもの(39～42)。貝殻の背部を器面に押圧したもの(43)。

としている。

城 遺跡 (第9図1、2)

外反する2対の波状口縁で、口舌部に指頭圧痕的な連続する刺突を施す。口縁部文様は、半截竹管具による横位に上下2条ずつ波状爪形文が施され、この間に波状に波状爪形文を幾条も施す。さらに胴部には、アナグラ属の貝殻腹縁による波状貝殻文が施される(1)。半截竹管具による平行沈線を幾条にも横位に施し、胴部下半にはアナグラ属の貝殻腹縁による波状貝殻文が施されている(2)。

北山遺跡 (第9図3、4)

胴部に、放射肋のない2枚貝による波状貝殻文を施したもの(3)。胴部に、沈線により区画され、内部にアナグラ属の貝殻腹縁による連続刺突文を施したもの(4)がある。

中島遺跡 (第9図5、6)

胴部に、放射肋のない2枚貝による波状貝殻文である。

3. 遺物の分類

前項では、県内に分布する浮島式・興津式土器の集成を行なったが、ここではこれらの資料を西村・寺門の一連の型式分類をもとに、各型式ごとに分類することにしたい。

第I群土器

浮島式土器とされる土器群である。

第1類

- a (第4図5～7、9、10、第5図1、第7図2、8～12、第8図5～14、第9図3、5、6)

口縁から、器面全体に波状貝殻文を施したもの。

- b (第5図14、第7図1、4、5、15、17～20)

半截竹管を主体施文具として、変形爪形文と呼される波状爪形文⁽³⁾を施し、平行沈線文と組合わせられたもの。さらに平行に刺突文を表出させるもの。

- c (第5図11、12、第9図1)

aとbが組合わされたもの。

- d (第4図17、第8図15、19、20～24、第9図2)

波状貝殻文と平行沈線及び指頭圧痕的な刺突文が組合わされ施文されたもの。

e （第6図2）

前記したa～dまでの中に含まれないもの。この土器については、本来の浮島式土器に施文されるアナグラ属の貝殻腹縁の波状貝殻文を、半截竹管を数本束ねることでアナグラ属の貝殻腹縁を模し、さらにその工具の支点を変えながら交互に刺突を連続させることで、波状貝殻文を模するという特殊な文様をもつ土器である。この土器以外にも、同様な特殊文様例が数例ほど県内から出土しているが、詳しくは後篇で述べることにする。

以上のことから、本類の土器は浮島Ⅱ式と考えられる。

第2類

a-1 （第4図1～4、8、第8図37～43）

口縁に刻目をめぐらせたもので、その下に波状貝殻文やアナグラ属の貝殻を器面にずらせて動かし、まるで貝殻の放射肋を集合条線のように表出させたもの。

a-2 （第5図10、第6図1、第8図20～24）

a-1と同様であるが、さらに指頭圧痕的に凹凸の表出を組合わせたもの。

b （第8図1～4）

器面にヘラ、もしくは貝殻等の工具により刺突を行なうことで、連続的な三角文が施されたもの。この種の土器には、波状貝殻文等も組合わせられて施文される。また、口縁部にaと同様な刻目をめぐらせる場合もある。

以上のことから、本類の土器は浮島Ⅲ式と考えられる。

第Ⅱ群土器

興津式土器とされる土器群である。

第1類（第8図25）

口縁をめぐる条線帯が整っており、爪形文及び連続爪形文を施したもので、興津Ⅰ式と考えられるものである。

第2類（第4図11～15、第5図2～7、9、第7図3、6、7、13、14、16、第8図33～35、第9図4）

器形は、口縁を外反させた平・波状で、頂部側面に突起等を施すものである。頸部はおのずとくびれ、胴部は張り底部にかけてかなり彎曲性に豊む。文様は、口縁をめぐる条線帯は整い、胴部にかけてアナグラ属の貝殻腹縁による緻密な波状貝殻文を施し、半截竹管の平行沈線、あるいは単沈線で、三角形や菱形等の幾何学的文様が区画される。さらに貝殻文を磨消させたもの。（第7図7）は、貝殻文のほかに細い半截竹管による連続爪形文も合せて施文されている。また、磨消貝殻文を思わせるような、貝殻腹縁を横位にずらせながら連続刺突を施すものもある。

以上のことから、この土器群は興津Ⅱ式と考えられる。

第 3 類 (第 4 図16)

文樣的には第 2 類とした興津Ⅱ式と考えられるが、口舌部に 1 対の貼り付けによる鋸齒状裝飾帶をもつという異質な部分がある。この裝飾帶は南東北地方の大木 5 式に多く附加される裝飾であり、本来興津式には用いられない。一応この種の土器は、大木 5 式の系統をもつ興津式として、興津Ⅱ式の範疇の中に含められるものと考えたい。

第 4 類 (第 5 図13)

器形、また全体的な文様面からも興津Ⅱ式と考えられるが、沈線区画の周囲に施される文様が、本来の興津式土器の場合、貝殻によるものであるのに対し、この土器では櫛齒状施文具による連続刺突という手法がとられている。異系的な面はあるが、興津Ⅱ式の範疇の中に含められるものとして考えたい。

上記のごとく、県内出土の土器を各型式ごとに分類してきたが、結果としては浮島Ⅰ式土器に比定される土器は、現在までのところ県内からの出土は認められていないようであるが、将来的には十分その可能性は考えられる。また浮島Ⅲ式、興津Ⅰ式土器については、その出土量が他に比べやや乏しいようである。興津Ⅱ式では、第Ⅱ群土器第 3、4 類のごとく、異系統的な要素を合わせもつ土器がある。第 3 類の場合、同様の裝飾帶をもつ土器を茨城県向山貝塚（西村1976）、興津貝塚（西村1977）に見ることができる。第 4 類は、福島県青宮西遺跡（芳賀1984）にその類例が見られる。これらのことから、県内での興津Ⅱ式及び大木 5 式土器を注意深く観察し、今後の検討課題としていかなければならない。

註

- (3) この文様の名称については、変形爪形文とされる場合が多い。しかし筆者は浮島式土器に施文されるこの種の文様は、貝殻による波状貝殻文を模したもので、工具の変換による現象と考え、むしろ波状爪形文と称する方が望ましいと考えている。

(1984・12・25稿了、以下後篇へ続く)

追 記

本稿は先の『群馬県における縄文時代前期の土器研究(1)』（谷藤・関根・新井 1985、群馬考古通信 10号）に続くものであり、この一連の中で『(2)』に該当するものである。また（後篇）については、次紀要に投稿予定である。